

令和元年度 日本高校生短期訪中事業

【募集要項】

【趣旨】

本事業は、中国に関心をもつ日本の高校生を約1週間中国に派遣し、現地の若者たちとの交流や一般家庭でのホームステイを通じて、国内の報道や一般の旅行だけでは知ることのできない“生”の中国を、自分自身の目で見て、感じ、理解を深めてもらうことを目的としています。

【主催者】

公益財団法人かめのり財団、独立行政法人国際交流基金日中交流センター

【訪問地】

中華人民共和国 江蘇省南京市 および 北京市

【日程】(暫定)

令和2(2020)年3月12日(木)～3月19日(木) 7泊8日

1日目:3/12(木)	2日目:3/13(金)	3日目:3/14(土)	4日目:3/15(日)
各地 → 東京集合 出発前オリエンテーション 東京宿泊	午前:東京(羽田)→上海 午後:南京へ移動	午前:南京ふれあいの場訪問 午後:ホストファミリーと対面	終日:ホームステイ
5日目:3/16(月)	6日目:3/17(火)	7日目:3/18(水)	8日目:3/19(木)
終日:南京外国語学校訪問 夜:ホームステイ御礼夕食会	午前:北京へ移動 午後:北京市内見学	午前:在中国大使館・北京日本文化センター表敬訪問 午後:振り返り・総括	早朝:北京 → 東京(羽田) 到着後空港にて解散

※3月12日は日本各地から東京に集合し、空港最寄りの会議室で出発前オリエンテーションを行います。

※上記の日程および内容は予定であり、変更になる可能性があります。

※全日程に主催団体および広報用動画・写真撮影スタッフが同行する予定です。

【派遣人数】

14名 (予定)

【事前課題及び事業実施中・実施後の活動】

- ・主催者が課す事前学習及び1日目のオリエンテーションでの事前学習内容発表
- ・事業7日目に事業の振り返り、まとめ及び発表
- ・事業終了後、800文字程度の感想文・アンケートの提出(帰国後約1ヶ月以内)
- ・事業終了後、所属校において「帰国報告会」の実施(帰国後半年以内)

【応募資格】

- (1) 原則として、日本の高等学校に在籍する1年生あるいは2年生である者
- (2) 自身の在籍する学校の校長から推薦を受けた者 ※但し、各校からの推薦は男女各1名までとする
- (3) 本事業の趣旨を理解し、公費プログラム参加者としての自覚を持って行動ができる者
- (4) 中国の文化や習慣を尊重し、それらの文化・習慣及び言語を積極的に学ぼうとする姿勢がある者

- (5) 心身ともに健康で、主催者が手配する現地での生活(食事、宿泊)および研修への参加に支障がないと判断される者(参加内定者には健康診断書を提出していただきます。)
- (6) 実施日程全てに(出発前オリエンテーションから日本到着後の解散まで)参加可能な者
- (7) 中国語を母語(第一言語)としない者
- (8) 本事業の応募に際し、保護者の承諾が得られる者
- ※現地の日本語学習者と交流する際は日本語を使用しますが、最低限のコミュニケーションがとれる英語力または中国語力があることが望ましいです。
- ※事業実施日より前の1ヶ月以内は、課題作成等の準備があるため、他の海外研修プログラムへの参加は控えてください。

【主催者が提供する費用・施設】

主催者は、参加者に対し、次の(1)～(5)の費用の負担、現物支給及び施設の提供を行います。なお、(5)の海外旅行傷害保険掛金については参加者に一部負担していただきます。

- (1) 自宅最寄りの特急等乗車駅もしくは空港から東京までの往復移動にかかる交通費(往路、復路とも。原則として、参加者の希望による経路の変更はできません。)
- (2) 羽田空港⇄上海/北京空港往復国際航空券、中国国内移動にかかる交通費
- (3) 事業実施期間中の宿泊費および食費(宿泊場所<ホテル>・食事ともに現物支給)
- (4) その他事業にかかる経費(施設入場料等、主催者が必要と認めるもの)
- (5) 海外旅行傷害保険料の一部(主催者と参加者が保険料を折半します。)
- ※詳細については、参加確定後に説明資料を送付します。

<以下のものは、参加者の自己負担となりますのでご了承ください。>

- パスポートを申請(更新)される必要がある場合のパスポート申請・取得料
- 海外旅行傷害保険掛金の半額
- 自宅から各地の特急等乗車駅もしくは空港までの交通費
- ホテルでの洗濯や電話、ミニバー代
- 個人的な支出(お土産代、軽食等)

【参加者の義務】

参加者は期間中、次の(1)から(7)の義務を負います。次の義務のいずれかに著しく違反した場合には、参加を取り消すことがあります。

- (1) 主催者の定める条件に同意し、従うこと。(参加決定後、参加受諾書にご署名いただきます。)
- (2) 全行程定められたスケジュールどおりに行動し、主催者が定めた期日に出国し、また帰国すること。(実施期間中の離団や終了後の中国滞在延長は認められません。)
- (3) 本事業による中国滞在を他の目的・活動に利用しないこと。
- (4) 中国の法令を遵守し、法令により在留資格上認められない行為・活動を行わないこと。また、いかなる就業行為も行わないこと。
- (5) 参加者は、集団で事業参加することを理解し、主催者が定めるすべての行動に参加し、集団の秩序を乱す行動をとらないこと。
- (6) 感染症に感染した場合はただちに主催者に報告すること。
- (7) 中国滞在中の病気や怪我、緊急時の対応は主催者に委任すること。

【応募方法及び提出期限】

以下(1)～(3)を下記まで郵送にてご提出ください。

- (1) 応募申込書 <様式①>
- (2) 学校長推薦書 <様式②>
- (3) 応募課題 <様式③>

提出期限:2019年11月18日(月)【必着】(※郵送に限る)

※なお、提出いただいた書類は合否にかかわらず返却しません。

【選考方法】

- (1) 書類選考

主催者による書類選考後、合否について学校及び応募者全員に12月中旬に文書にてお知らせします。

- (2) 参加受諾書および健康診断書の提出

内定者には参加受諾書および医師による健康診断書(いずれも主催者指定の書式)を1月上旬を目途に提出していただきます。なお、応募資格に満たないと判断されるときは、参加をお断りする場合があります。

【個人情報の取り扱い】

- (1) 国際交流基金は、平成17年4月1日から施行された「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号、日本)に基づき、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jpfa.go.jp/j/privacy>

かめのり財団も国際交流基金の方針に準じて個人情報を取り扱います。

- (2) 本事業実施のため、必要に応じ参加者の情報を以下の機関に提供します。

- 保険会社およびその代理店(海外旅行傷害保険加入のため)
- 関係各航空会社(航空券手配のため)
- 関係国内旅行会社(航空券及び特急・新幹線切符手配のため)
- 中国受入関係者(受入校等)

- (3) 本事業参加者の氏名、性別、所属機関(学校)、顔写真等の情報を主催者の事業実績、年報、ホームページ等で公表したり、本事業で撮影された写真や動画、参加者による文章等を、主催者ほか中国側受入関係者の広報用資料として使用させていただくことがあります。

- (4) 主催者は、上記(2)、(3)および以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ア. 応募者本人の同意があるとき

イ. 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

ウ. 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき

エ. 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

オ. その他法令に定めがあるとき

【問い合わせ・応募書類送付先】

国際交流基金日中交流センター 日本高校生短期訪中事業係 (担当:佐藤(Ms)/大滝(Ms))

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-16-3

Tel : 03-5369-6074 Fax : 03-5369-6043

E-mail : jc-info@chinacenter.jp URL : www.chinacenter.jp